狭あい道路拡幅整備事業

狭あい道路（幅員 4m に満たない道路）は私たちが日常生活を営むうえで、通行上、環境衛生上の問題があるだけでなく、地震や火災などの災害時には消防、救急活動に支障をきたすことも予想されます。そのため、市民が安心して安全に暮らせるようにするための取組みの一つとして、狭あい道路の拡幅整備があります。

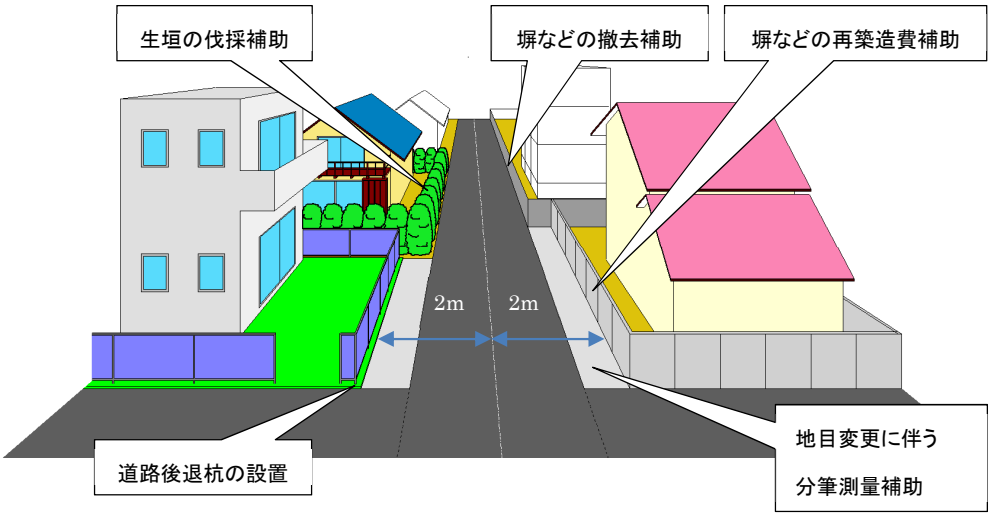

狭あい道路に面する敷地において建築行為を行おうとする場合、取手市では確認申請の前に※**セットバック**をしていただく必要があります。その際、予算の範囲内でセットバックに係る**費用の一部を補助する**制度を設けています。

※セットバックとは、道路中心から2m の位置を道路の境界とみなすこと。

建築基準法の道路の取扱い

- 42 条 2 項道路
- 43 条 2 項 2 号

→ 狭あい道路事前協議

①道路拡幅整備促進補助申請

		撤去補助金額 限度額 50,000 円	再築造補助金額 限度額 100,000 円
コンクリートブロック塀、土留		5,000 円/㎡	10,000 円/㎡
板塀、トタン塀、フェンス類		1,000 円/㎡	5,000 円/㎡
生垣	移植	4,500 円/㎡	
	伐採	500 円/㎡	

	撤去補助金額 限度額 50,000 円	再築造補助金額 限度額 300,000 円
擁壁（H=50cm 以上）	5,000 円/㎡	30,000 円/㎡

②分筆測量補助申請

	地目変更の場合 限度額 50,000 円	寄付の場合 限度額 150,000 円
補助金額	見積額（査定額）×1/2	見積額（査定額）

→ 補助金交付決定通知 → 補助事業実績報告 → 補助金交付

狭あい道路拡幅整備事業についての詳しい内容は、こちらにご相談ください。

取手市役所　都市整備部　建築指導課　　TEL　0297-74-2141（代表）

所在地　取手市西 2-35-3 取手市役所分庁舎 2 階　　FAX　0297-72-6040

★セットバック部分は所有者が維持管理する必要があります。市で舗装する場合は、取手市へ寄付することが条件となりますので、管理課へご相談ください。　所在地：取手市寺田 5139　取手市役所本庁舎 3 階　TEL：0297-74-2141（代表）